

第70回認定（令和6年3月29日変更認定分） 地域再生計画の概要

番号	都道府県	作成主体名 (地方公共団体名)	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域	地域再生計画の概要	活用する支援措置
1	北海道	北海道	北海道地域地方活力向上地域等特定業務施設整備促進プロジェクト	北海道の全域	北海道では、自動車関連産業、リスク分散や食資源に着目した企業立地が進みつつあるが、人口の流出、産業の低迷などにより地域の活力低下が懸念される地域が依然として多いことから、道外からの企業誘致や道内事業の拡充により、設備投資や地元企業との取引拡大、雇用の創出を図る必要がある。このため、支援措置を活用した本社機能等の移転や道内企業の本社機能等の拡充により、設備投資や雇用などが拡大することで地域の活性化を図る。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
2	青森県	青森県	青森地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト	青森県の全域	安定した良質な雇用の創出を通じて本県への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地方活力向上地域において特定業務施設を整備する事業計画について本県知事の認定を受けた事業者に対し、債務保証、課税の特例等の優遇措置を講ずるものである。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
3	岩手県	岩手県	希望郷いわて本社機能移転・拡充促進プロジェクト	岩手県の全域	直面する人口減少に歯止めをかけるためには、人口減少問題の根拠にある様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に転換し、多くの人が「住みたい、働きたい、帰りたい」と考える郷土を創って、必要のある特例措置を活用して企業の本社機能の移転および域内企業の本社機能の拡充に伴う新規立地等を推進し、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出し、岩手への新たな人の流れを創出する「さるとび振興」を積極的に展開する。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
4	宮城県	宮城県	富県共創！みやぎへの本社機能移転等促進プロジェクト	宮城県の全域	東日本大震災により甚大な被害を受けた宮城県では、震災からの復旧・復興にとどまらず、人口の減少、少子高齢化など現代社会を取り巻く諸課題を解決する先進的な地域づくりに取り組みをすすめる必要がある。良質な雇用を創出し、企業の地方拠点を強化することは、宮城県への移住・定住の流れをつくる重要な要素となる。特例措置を活用して企業の本社機能の移転及び拡充に伴う新規立地等を推進し、就労機会の創出を図ることで地域の活性化を図り、創造的復興を成し遂げ、震災前より果敢運営の理念としている富県共創を実現する。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
5	秋田県	秋田県	秋田県地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト	秋田県の全域	策定した「新秋田元気創造プラン」の実現に向け、「秋田県地域地方活力向上特定業務施設整備促進プロジェクト」を策定して、本社機能等を移転又は拡充する企業に対し、国の地方拠点強化促進施策に加え、県、市町村の支援制度創設により、県内で多様で安定的な雇用の確保、将来的な事業拡大や県内経済への波及効果の高い企業立地の促進を図る。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
6	山形県	山形県	山形県企業立地活性化計画	山形県の全域	山形県では、東北有数の産業集積が形成されているが、山形の強みを活かした分野や人口流出の抑制につながる企業誘致を積極的に展開することで、グローバル化による地域間競争に打ち勝ち、運なる産業集積を目指す。具体的な取組として、企業立地の初期投資の負担軽減を図る補助制度創設及び地方税の不均一課税制度創設等を実施し、企業の地方拠点形成・強化を支援することに加え、遊休工場用地の有効活用を促進することにより、雇用創出を図る。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
7	福島県	福島県	福島県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト	福島県の全域	東日本大震災及び原子力災害により福島県は大きな打撃を受けており、本県産業の復興・再生は非常に重要な課題となっている。よって、震災からの復興と新たな時代を担う産業の創出による「新成長くまじ」の実現を目指し、「環境」と「技能」による新たな価値の創造に取り組んでいる。こうした中、安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地方活力向上地域において特定業務施設を整備する事業を地域再生計画に位置づけることにより、地域の活性化を図り、本県の復興・再生に寄与する。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
8	茨城県	茨城県	いばらき地方活力向上地域等特定業務施設整備促進プロジェクト	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、福島市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市及び小美玉市並びに茨城県東茨城郡茨城町、大宮町及び鹿嶋市、那珂郡那珂海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び内町並びに結城市の区域の一部	企業の立地環境を整備することにより、企業の地方拠点の形成・強化を支援し、地域における就労機会の創出を図ることを目的として、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を実施するとともに、支援措置によらない独自の取組みを併せて実施することにより、効果の拡大を図る。県内を3つの経済圏に区分し、それぞれ移転促進事業の区域及び拡充型事業の区域を設定し、本社機能の移転・新増設を行う事業者が知事の認定を受けた者に対し、債務の保証、課税の特例等の優遇措置を講ずる。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
9	群馬県	群馬県	群馬県地域地方活力向上地域等特定業務施設整備促進プロジェクト	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市及びみどり市並びに群馬県北群馬郡榛東村及び吉岡町、甘楽郡下仁田町及び甘楽町、吾妻郡中之条町及び東吾妻町、利根郡昭和町及びみなみかみ町、佐波郡玉村町並びに島原郡飯岡町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽市の全域	群馬県地域には、東京に本社を有する企業の主力拠点が幅広い圏域にわたり、立地している。近年では、地震等に備えた事業継続体制の整備などの観点から、製造業を中心に、東京等の本社機能の県内移転などの動きを見せる企業も見受けられる。この動きを加速し、群馬県地域での安定した良質な雇用の創出のため、企業による特定業務施設整備を促進し、もって地域経済の活性化を図る。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
10	埼玉県	埼玉県、熊谷市、秩父市、飯能市、本庄市及び深谷市並びに埼玉県比企郡小川町及びときがわ町、秩父郡横溝町、皆野町、長瀬町、小籠野町及び東秩父村、児玉郡栗里町、神川町及び上里町並びに大里郡寄居町	埼玉県企業拠点強化促進計画	秩父市、本庄市及び深谷市並びに埼玉県比企郡小川町及びときがわ町、秩父郡横溝町、皆野町、長瀬町、小籠野町及び東秩父村、児玉郡栗里町、神川町及び上里町並びに大里郡寄居町の全域並びに熊谷市及び飯能市の区域の一部	埼玉県北東部及び秩父比企地域は、県の北西部に位置し、東京圏から概ね80km×80km圏にある。実践が温暖で豊かな自然環境に恵まれ、自然災害も少ない。従来の製造業をはじめ多様な産業が発展してきた。一方で、近年は人口や事業所数の減少が進んでおり、安定した雇用の確保を、人口減少や流出をくい止めることが喫緊の課題となっている。そこで、当該地域における企業の本社機能の転入や拡充等を促進することにより、雇用機会の拡大を図り、地域経済の活力向上を目指す。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
11	千葉県	千葉県	県のポテンシャルを最大限生かした地域経済活性化計画	鎌倉市及び館山市、茂原市、黄金市、旭市、勝浦市、陶川市、八街市、南房総市、匝瑺市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市並びに千葉県香取郡神崎町及び多古町、東庄町、山武郡十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町並びに安房郡鋸南町の全域及び木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の区域の一部	千葉県の北東部及び南部地域は、幹線道路・鉄道など交通ネットワークの形成、浮田空港の整備等を背景に、食品・ものづくり・観光関連等の産業が集積してきた。しかし、近年、人口減少や企業立地の停滞が地域の課題となっている。そのため、企業の本社機能の移転等による新規立地、本社機能の拡充により、地域における安定した就労機会を創出するために、企業に対して支援を行い、人口流出等に歯止めをかけることにも地域経済の活性化を図る。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例

第70回認定（令和6年3月29日変更認定分） 地域再生計画の概要

番号	都道府県	作成主体名 (地方公共団体名)	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域	地域再生計画の概要	活用する支援措置
12	富山県	富山県	「とやま未来創生」企業の地方移転・拠点強化促進計画	富山県の全域	富山県では、工業用地の確保、企業の新規立地等に関する支援体制の構築、企業立地等に伴う初期投資の負担を軽減する補助制度及び地方税の不均一課税制度の創設、就職説明会の開催等を行うことにより、企業の立地環境を整備するとともに、産学官共同研究を推進し、成長産業の育成を支援し、企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う新規立地等を推進することにより、当該地域における就労機会の創出を図る。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
13	石川県	石川県	石川県本社機能立地促進プロジェクト	石川県の全域	人口減少対策として、石川県を計画区域として、誘致企業の本社機能の移転や県内企業の拠点拡充の促進に取り組んでいく。石川県と19市町が一体となって、「地方における本社機能強化を行う事業者に対する特例」の活用や、企業誘致補助制度やワットストップ相談窓口の設置、人材確保の支援などを行い、企業の立地環境強化につなげ、地域経済の活性化のみならず、魅力的な雇用の場の創出や若者の流出防止やUターンへの促進を図る。令和12年度までに地方活力向上特定業務施設整備計画を28件認定し、雇用創出560人を目指す。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
14	福井県	福井県	福井県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト	福井県の全域	福井県は関西圏、中京圏の2大都市圏から北陸地方への入口に位置し、その地理的特性から製造業の工場を中心に産業集積の形成が図られてきた。地方、女性や若者に魅力のある企業の本社機能に関する職場減少なく、女性や若者の県外流出が大きな課題となっている。こうした課題に対応するため本計画では国の税制優遇措置や県独自の補助制度等を活用し、令和12年度末までに企業の本社機能に係る新規立地36件及び526人の雇用創出を図り、以って地域の活力の向上に資することを目的とする。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
15	山梨県	山梨県	山梨県地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画	山梨県の全域	人口減少対策として、山梨県全域を計画区域として、誘致企業の本社機能の移転や県内企業の拠点拡充の促進に取り組んでいく。山梨県と27市町村が一体となって、「地方における本社機能強化を行う事業者に対する特例」の活用、山梨県産業集積促進助成金などの助成制度の充実、人材確保の支援など、企業の立地環境を整備するとともに、ワットストップ窓口を設置し企業の相談にきめ細かく対応する。これらの取り組みにより、令和12年度末までに地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を35件認定し、雇用創出1,035人を目指す。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
16	長野県	長野県	長野県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト	長野県の全域	地方創生の一環として、東京への過度な人口集中の是正と地方における安定した良質な雇用確保を進めるため、企業が本県への本社機能、研究所等の移転や県内での本社機能、研究所等の拡充を行う場合、優遇施策の対象となる区域を設定するとともに、国の支援措置により独自の取り組みを行うことにより、雇用の場や新たなビジネスチャンスの創出、人口の社会増を目指す。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
17	岐阜県	岐阜県、岐阜市、大垣市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市及び海津市並びに岐阜県養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町並びに本巣郡北方町	2020西回りエリア特定業務施設整備事業計画	岐阜市、大垣市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市及び海津市並びに岐阜県養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町並びに本巣郡北方町の全域	2020西回りエリアでは、若年層を中心に、職業上の理由による人口流出が続いている。平成26年11月に2020西回りエリア企業誘致戦略推進協議会を立ち上げ、豊富な水資源と広大な優良農地から産出する農産物や観光資源を中心とした産業集積に向け、地元市町、経済団体及び金融機関が一体となって企業誘致戦略を進めている。企業の特設業務施設の整備（移転・拡充）を積極的に後押しすることにより、地域における安定した良質な雇用を確保し、人口流出の緩和を図る。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
18	岐阜県	岐阜県、高山市、飛騨市、郡上市及び下呂市並びに岐阜県大野郡白川村	飛騨・郡上地域特定業務施設整備事業計画	高山市、飛騨市、郡上市及び下呂市並びに岐阜県大野郡白川村の全域	郡上・飛騨地域では、若年層を中心に、職業上の理由による人口流出が続いている。平成26年12月に東濃クロスエリア企業誘致戦略推進協議会を設立し、地元市町、経済団体及び金融機関が一体となって企業誘致戦略を進めている。企業の特設業務施設の整備（移転・拡充）を積極的に後押しすることにより、地域における安定した良質な雇用を確保し、人口流出の緩和を図る。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
19	岐阜県	岐阜県、多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市及び可児市並びに岐阜県可児郡御嵩町	東濃クロスエリア特定業務施設整備事業計画	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市及び可児市並びに岐阜県可児郡御嵩町の全域	東濃クロスエリアでは、若年層を中心に、職業上の理由による人口流出が続いている。平成26年12月に東濃クロスエリア企業誘致戦略推進協議会を設立し、地元市町、経済団体及び金融機関が一体となって企業誘致戦略を進めている。企業の特設業務施設の整備（移転・拡充）を積極的に後押しすることにより、地域における安定した良質な雇用を確保し、人口流出の緩和を図る。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
20	岐阜県	岐阜県、関市、美濃市、美濃加茂市及び各務原市並びに岐阜県羽島郡岐南町及び笠松町並びに加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村	航空機関連クラスター地域特定業務施設整備事業計画	関市、美濃市、美濃加茂市及び各務原市並びに岐阜県羽島郡岐南町及び笠松町並びに加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村の全域	航空機関連クラスター地域では、若年層を中心に、職業上の理由による人口流出が続いている。平成27年1月に航空機関連クラスター地域企業誘致戦略推進協議会を立ち上げ、主に航空機関連産業を中心とした産業集積に向け、地元市町、経済団体及び金融機関が一体となって企業誘致戦略を進めている。企業の特設業務施設の整備（移転・拡充）を積極的に後押しすることにより、地域における安定した良質な雇用を確保し、人口流出の緩和を図る。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
21	静岡県	静岡県	静岡県地域本社機能移転・拡充促進プロジェクト	浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、裾野市、徳津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市及び牧之原市並びに静岡県麻賀茂郡伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町、田方郡藤原町、藤原郡清水町、長泉町及び小山町、藤原郡吉田町及び川根町並びに周智郡森町の全域	静岡県は、東西の大都市圏の中間に位置し、人・技・物が活発に交流し、場の力を活かした「ものづくり」を中心に産業が発展してきたが、就職や転職等を求める若い世代の東京圏への転出超過が顕著であり、誰もが活躍できる魅力ある雇用の場の創出を図ることが喫緊の課題となっている。これらの課題解決のため、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を促進するための取組として、工業用地の確保、企業の新規立地等に関する支援体制の構築、企業立地等に伴う初期投資の負担を軽減する補助制度の強化、人材確保に関する支援等を実施する。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
22	静岡県	静岡県及び静岡市	静岡市地域本社機能移転・拡充促進計画	静岡市の全域	「静岡市第2期総合戦略」（令和2年3月策定）では、「人口活力の維持及び持続可能なまちの実現」を掲げており、東京圏への一極集中の是正のもとで各種施策に取り組みすることとしている。本社機能の移転及び本社機能の拡充に伴う新規企業立地促進することにより、産業の強化、就労機会の創出を図り、人口減少対策に繋げていく。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例

第70回認定（令和6年3月29日変更認定分） 地域再生計画の概要

番号	都道府県	作成主体名 (地方公共団体名)	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域	地域再生計画の概要	活用する支援措置
23	静岡県	静岡県及び三島市	三島市の立地環境・地域特性を生かした企業誘致推進計画	三島市の全域	東名高速道路や新東名高速道路に直結する東駿河湾環状道路の供用開始による交通ネットワークの向上に伴い、新たな工業用地や住宅団地の整備が進んでいるほか、市内主要幹線道路沿線の特性に応じた地区計画の策定を進めている。また、三島駅南口の再開発事業や、市内3ヶ所で160区画以上の宅地分譲の民間開発等の盛況など、本市の立地環境等を活かして、首都圏をはじめとした企業立地の環境整備及び誘致活動を進める。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
24	愛知県	愛知県、名古屋市長、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、碧南市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、北名古屋市長、弥富市長及びみよし市長並びに愛知県丹羽郡大口町及び扶桑町、海部郡飛島村並びに額田郡幸田町	産業首都あいち地方活力向上地域特定業務施設整備促進事業	名古屋市長、豊橋市長、岡崎市長、一宮市長、瀬戸市長、半田市長、春日井市長、豊川市長、津島市長、碧南市長、刈谷市長、豊田市長、安城市長、西尾市長、蒲郡市長、犬山市長、常滑市長、江南市長、小牧市長、稲沢市長、新城市長、東海市長、大府市長、知多市長、知立市長、尾張旭市長、高浜市長、碧南市長、豊明市長、日進市長、田原市長、愛西市長、北名古屋市長、弥富市長及びみよし市長並びに愛知県丹羽郡大口町及び扶桑町、海部郡飛島村並びに額田郡幸田町の全域	海外需要の増加、国内需要の減少という流れが今後も続くことを踏まえ、企業は国内と海外の2つの市場において立地選択や役割の住み分けを行うものとみられる。こうした中で、本県が引き続き日本の成長をリードするモノづくり機能を維持・発展させていくため、工場等の製造拠点を企業立地に加え、高付加価値のモノづくりにつながる企画や研究など高度な意思決定を行う企業の本社機能の立地促進や域内企業の本社機能の充実に伴う新規立地等を推進することにより、雇用の安定・拡大や産業集積の高度化を図る。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
25	三重県	三重県	三重県企業拠点強化（本社機能移転等）促進プロジェクト	三重県の全域	三重県の全市町に地方活力向上地域（本社機能移転等促進区域）を設定し、国によるオフィス減税や雇用促進税制などの特例措置とともに、県及び市町が独自に実施する設備投資や事業環境向上に対する支援策により、企業の本県への本社機能移転及び県内企業の本社機能の拡充を促進し、地域経済の活性化、雇用機会の創出等を図る。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
26	滋賀県	滋賀県	滋賀県本社機能移転促進プロジェクト	滋賀県の全域	滋賀県は近畿・中部・北陸圏の3つの経済圏の結節点という地域で、全国有数のモノづくり県として発展してきたが、今後、首都圏や近畿圏からの本社機能をもつ企業の誘致や県内企業の本社機能の拡充を促進するため、地方活力向上地域（本社機能移転等促進区域）を設定し、企業の本社機能の整備や支援制度の充実を図ることにより、本県での産業集積を拡充させ、雇用機会の創出等を図ることを目的とする。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
27	京都府	京都府	京都府地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト	福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市及び木津川市並びに京都府乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、福寿郡井手町及び宇治田原町、相楽郡精華町、船井郡京丹波町並びに身振郡与野町の全域及び京都市の区域の一部	京都府内は、伝統産業から先端産業まで幅広い業種の企業が立地しており、南部・中部・北部地域それぞれの特徴を生かした企業の集積が進んでいる。しかし、リーマンショック以降、企業の撤退や地産地消等の衰退による地域経済の停滞等が課題となっており、地方活力向上地域特定業務施設整備促進事業等を活用し、企業の集積を進めていく。これらを促進するため、フシトツの支援体制、補助制度及び地方税の不均一課税制度の創設、就職説明会の開催等を実施し、企業の本社機能の移転拡充を推進し、就業機会の創出を図る。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
28	大阪府	大阪府	大阪府地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト	大阪府の全域	大阪府地域は、西日本の政治、経済、文化の中心地であるものの、東京の一極集中や、近畿府県での本社用地や本社オフィスの取得等が進み、首都圏や近畿府県域への本社機能移転の動きが進むとともに、大阪からの企業の転出超過が続いている。企業の転出とともに企業の中核を担う専門人材の流出も起っており、地域経済の再生に大きな課題となっている。地方活力向上地域特定業務施設整備促進事業の実施により企業の本社機能の整備し、企業の本社機能の形成・強化を支援し、地域における就業機会の創出等を図る。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
29	奈良県	奈良県	奈良県地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画	奈良県の全域	企業の地方拠点の形成・強化を支援し、地域における就業機会の創出等を図るため、地方拠点強化の取り組みに対する、オフィス減税、雇用促進税制、中小機械による債務保証等の活用と、奈良県及び県内市町村による独自の支援施策等の支援を行うことを主眼とした、地域再生計画を策定する。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
30	和歌山県	和歌山県	和歌山県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト	和歌山県の全域	安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、和歌山県内の地方活力向上地域において本社機能をもつ施設を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について県知事の認定を受けた事業者に対し課税の特例等の後援措置を講ずる。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
31	鳥取県	鳥取県及び鳥取市、米子市、倉吉市、境港市並びに鳥取県若菜郡若菜町及び八頭郡若桜町、智頭町、八頭町、東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、西伯郡日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日野郡日南町、日野町及び江府町	鳥取県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト	鳥取県の全域	鳥取県地域では、工業用地の確保・整備、企業の新規立地等に関する支援体制の構築、企業立地等に伴う初期投資の負担を軽減する補助制度及び地方税の不均一課税制度の創設、就職説明会の開催等を行い企業の立地環境を整備すると共に鳥取大学の県内学術機関等と連携し自動車・医療・航空機分野等の成長分野の他、宇宙産業やソフトウェア産業等の先端産業における研究開発及び技術支援の拠点を整備し、企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う新規立地等を推進し、当該地域における就業機会の創出を図る。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
32	島根県	島根県	島根県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト	島根県の全域	東西に長く、離島や中山間地域などが多い島根県では、市町村との連携のもと地域の特性を活かした産業の振興と企業誘致を進め、若者にとって魅力ある雇用の場を創出していく必要がある。そのため、県内3つのエリアで、それぞれの産業集積や地域の資源を活かして、首都圏等から本社機能の移転する企業・県内企業の本社機能を拡充する企業を、移住促進策や土地助成制度などで支援し、良質で安定した雇用の創出することによって地方への新たな人の流れを生み出すことを目指す。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
33	岡山県	岡山県	晴れの国おかやま本社機能移転計画	岡山県の全域	岡山県は、人口減少社会に入っており、進学や就職期における東京圏や関西圏を中心とした県外への転出が要因の一つとして考えられている。就職等による県外転出に歯止めをかけるためには、県内における就業機会の創出が必要である。本計画は、県及び市町村が企業の設備投資に対する補助金や雇用支援策などで連携協力するとともに、地域における本社機能の強化を行う事業者に対する国の特例制度を活用し、企業の本社機能の移転及び県内企業の本社機能の拡充に伴う新規立地等を推進し、県内における就業機会の創出を図るものである。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例

第70回認定（令和6年3月29日変更認定分） 地域再生計画の概要

番号	都道府県	作成主体名 (地方公共団体名)	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域	地域再生計画の概要	活用する支援措置
34	広島県	広島県、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び江田島市並びに広島県安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町、山県郡安芸太田町、北広島町、豊田郡大崎上島町、世羅郡世羅町並びに神石郡神石高原町	広島県活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト	広島県の全域	安定した良質な雇用の創出を通じて東京23区から広島への新たな人の流れを生み出すことをめざし、地方活力向上地域において本社機能を有する施設を整備する事業を本計画に位置付け、当該事業に関する計画について本県知事の認定を受けた事業者に対し、課税の特例等の優遇措置を講ずるものである。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
35	山口県	山口県	山口県活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト	山口県の全域	国の「地方創生」に向けた政策への対応に呼応し、真衰一極集中の是正及び人口減少対策を加速化させるため、企業の地方移転・拡充によって本県への人の流れを創り出し、人口減少の抑制や地域活力の維持・向上など、真の地域再生に繋げ、「活みあがき山口県」の実現を目指す。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
36	徳島県	徳島県	「とくしま回帰」新たなしごとづくり計画	徳島県の全域	全国CATV網の整備による情報インフラの充実やLED関連産業の集積等の本県の強みを活かし、産業集積による企業立地を促進するとともに、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を活用し、本県への本社機能の移転と本県の企業等の拡充強化を促進する。これらの取組みにより、新たな雇用の創出をはじめとする、地域経済の活性化を図る。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
37	香川県	香川県	香川地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト	香川県の全域	企業の立地環境を整備するとともに、トップセールス等を行い、本県の魅力や立地環境の優位性をPRし、企業ニーズに応じた立地候補地の紹介を行う。さらに、本社機能の移転・拡充を行う際の企業独自の優遇措置を創設するとともに、大学等の卒業予定者やUターン就職希望者を対象とした合同就職面接会等を実施する。これらの取組みにより企業の地方拠点の形成・強化を促し、本県における就労機会の創出等を図る。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
38	愛媛県	愛媛県	愛媛地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト	愛媛県の全域	安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、愛媛県内外の企業に対して本県の魅力及び立地環境の優位性等をPRするとともに、愛媛県内の地方活力向上地域において特定業務施設を整備する事業を本計画に位置付け、当該事業に関する計画について本県知事の認定を受けた事業者に対し、課税の特例等の優遇措置を講ずる。併せて、本県が独自に実施する支援策により、企業の本社機能の移転及び域内企業の本社機能の拡充に伴う新規立地等を推進し、当該地域における就労機会の創出を図る。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
39	高知県	高知県	高知県地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進事業	高知県の全域	本県は、全国より15年先行して人口が自然減の状態に陥っており、人口減少による経済の縮みが若者の県外流出に拍車をかけ、さらに経済が縮むという人口減少の負のスパイラルをたどってきた。このため、企業の本社機能等の移転や拡充を促進するための措置を講じ、企業の拠点強化を図ることで、雇用を創出し、本県への新しい人の流れをつくる。これにより「地域地域で若者が誇りをもち志を持って働ける高知県」を目指す。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
40	福岡県	福岡県	福岡県アジアビジネス拠点化に向けた本社機能立地促進計画	福岡県の全域	福岡県では、これまで「北部九州自動車産業アジア先進拠点推進構想」、「福岡水素戦略」、「グリーンアジア国際戦略総合特区」などの産業政策に取り組み、産業の集積や拠点化の動きが加速している。今後、さらなる競争力強化していくため、①アジア地域をリードする研究開発機能、②アジア人材の活用を視野に入れた人材活用・育成機能、③BCP観点で立地が進む企業の経営企画機能といった本社機能の誘致に取り組みすることにより、県内にマザー工場・ヘッドオフィスを集積させ、アジアにおけるビジネスの拠点化を目指す。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
41	佐賀県	佐賀県	佐賀県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト	佐賀県の全域	佐賀県では、若年層の県外流出や少子化による人口減少、高齢化が全国に先駆けて進行しており、これに伴う経済規模の縮小や地域経済の活力低下、ひいては将来的に地域経済社会の維持が困難になる事態が予想される。そこで、自然災害が少なくというBCP面での優位性や九州内でのロジステクス面での優位性、人材の豊富さなどの本県ならではの特性を生かし企業誘致のさらなる促進を図る必要がある。特例措置の活用により、本社機能等の移転、拡充を含めた企業立地件数を増やし、優良な新規雇用を創出することで地域の活性化を図る。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
42	長崎県	長崎県	長崎県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト	長崎県の全域	長崎県では、国全体よりも早く人口減少が始まっており、特に15歳～24歳の若者の県外流出対策が重要な課題である。本県が有する災害リスクの相対的低さや、アジア市場に近いこと等の特性を生かして、首都圏等からの企業の本社機能移転促進や、地域企業の本社機能の拡充を促進して、地域経済の活性化、地域の創生を目指す。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
43	熊本県	熊本県	くまもと地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト	熊本県の全域	安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、熊本県内の地方活力向上地域において本社機能を有する施設を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について、県知事の認定を受けた事業者に対し、課税の特例等の優遇措置を講ずる。併せて、本県が独自に実施する支援策により、企業の本県への本社機能の移転及び拡充を促進し、地域経済の活性化、雇用機会の創出を図る。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
44	大分県	大分県	大分県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト	大分県の全域	大分県ではこれまで、企業誘致に重点的に取り組んできた。このため、大分市沿岸部では、鉄鋼、化学、石油などの素材型の企業が、県東部の国東半島では、半導体、精密機械等の企業が立地し、また県北部には自動車関連産業が集積している。今後は「Uターン」の促進や、首都圏等から進学している学生の就職の場の創出を行うため、本社機能の地方移転や、地方にある本社機能の拡張を通じて、諸課題の解決を図るものである。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
45	宮崎県	宮崎県	「輝くみやざき」地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト	宮崎市の都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市及びえびの市並びに宮崎県北諸県郡三股町、西諸県郡高瀬町、東諸県郡高瀬町及び延岡市、西諸県郡高瀬町、西米良村、木城町、川南町及び東諸町、東臼杵郡門川町及び美郷町並びに西臼杵郡高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町の全域	宮崎県では全国よりも早く人口が減少し始め、現在、自然減と社会減の同時進行により、人口減少が加速しつつあり、労働力人口減少や地域経済の縮小が懸念されている。このため、特例措置を活用しながら企業の本社機能の移転・拡充の促進を行うことによって新しい人の流れを創出し、労働力人口を含む人口減少問題の解消並びに魅力ある雇用機会の創出、地域経済の活性化を図る。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例

第70回認定（令和6年3月29日変更認定分） 地域再生計画の概要

番号	都道府県	作成主体名 (地方公共団体名)	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域	地域再生計画の概要	活用する支援措置
46	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、前さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市及び姶良市並びに鹿児島県薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、錦江町、南大隅町及び新付町、指毛郡中種子町、南種子町及び屋久島町並びに大島郡大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町の全域	鹿児島県県の41市町村に地方活力向上地域を設定し、国によるオフィス減税や雇用促進税制などの特例措置とともに、県及び市町村が独自に実施する設備投資や事業環境向上に対する支援により、企業の本県への本社機能移転及び県内企業の本社機能の拡充を促進し、地域経済の活性化、雇用機会の創出等を図る。	地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例